

第5期大府市障がい福祉計画  
第1期大府市障がい児福祉計画

平成30年3月

## はじめに

我が国においては、障害者基本法の改正、障害者総合支援法の成立など障がいに係る国内法の整備を受け、平成 26 年に障害者権利条約を批准しました。また、平成 15 年には措置から支援費制度へ移行し、さらに平成 18 年には障害者自立支援法が施行されるなど、障がい者を取りまく環境が大きく変化しました。本市においても、障害者総合支援法に基づいて、サービスの必要量を見込み、提供体制の確保に係る目標を定めるため、障がい福祉計画を策定し、障がい者施策を計画的に推進してまいりました。

本市の取組としましては、平成 18 年には、県内で最も早く自立支援協議会を設置し、関係機関との協働の体制整備を進めてきました。また、相談支援においては、障がい者相談支援センターを中心に市内事業所との連携のもと相談支援体制のネットワーク化を進め、平成 23 年度には相談支援機能を集約した「ふれ愛サポートセンタースピカ」を開所しました。さらに、大府市障がい者雇用事業所連絡協議会の設立、働く障がい者のための生活支援ガイド「わーくちやれんじ」の作成、知多 5 市 5 町共同での成年後見センターの設置、障がい者自身が製作した美術作品等の展覧会である「パラアートおおぶ」の開催など他市にはない数多くの独自の取組を進めてまいりました。

そして、平成 27 年度から平成 29 年度までの第 4 期計画期間中には、緊急時の受入体制の整備や専門的人材の養成など障がい者の地域生活の基盤となる地域生活支援拠点の充実や、市内で 2 か所目の発達支援センターとなる「みのり」の開設準備を進めてきました。

これまでの経緯を踏まえ、切れ目のない一貫した支援と就労や住み慣れた地域での生活を支援するために、児童福祉法に基づいて策定する「第 1 期大府市障がい児福祉計画」を第 5 期大府市障がい福祉計画と一体的に策定いたしました。今後も両計画に基づき、誰もが住んで良かった、住み続けたいと思えるようなまちづくりに取り組んでまいります。

最後に、この計画の策定にあたりご尽力をいただきました大府市自立支援協議会をはじめご協力いただきました多くの皆様に心からお礼を申し上げます。

平成 30 年 3 月

大府市長 岡村 秀人

# 目 次

## 第1章 第5期大府市障がい福祉計画・第1期大府市障がい児福祉計画の概要

1 計画策定の目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 基本理念	4
4 計画の期間及び見直しの時期	5
5 計画の進行管理	5

## 第2章 障がい者等の現状と見込み

1 身体障害者手帳所持者の推移	6
(1) 障がい別	6
(2) 等級別	6
2 療育手帳所持者の推移	7
3 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移	7
4 自立支援医療費（精神通院）受給者の推移	8
5 難病患者等の推移	8
6 障がい者数の将来予測	9

## 第3章 地域生活へ向けた取組

1 障がい福祉施設入所者の地域生活への移行	10
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	11
3 地域生活支援拠点の整備	13

## 第4章 障がい者の就労

1 障がい福祉施設から一般就労への移行等	14
2 障がい者雇用の促進	15
3 障がい福祉施設の工賃向上	15

## 第5章 障害福祉サービス等の見込み

1 障害福祉サービス等	16
(1) 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援、同行援護、行動援護）	18
(2) 日中活動系サービス（生活介護、自立訓練）	19
(3) 日中活動系サービス（就労継続支援、就労移行支援、就労定着支援）	20
(4) 居住系サービス（共同生活援助、施設入所支援、短期入所、療養介護）	21
(5) 相談支援（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助）	22

## 第6章 障がい児支援の現状と見込み 【障がい児福祉計画分】

1 障害児通所支援等	23
（1）児童発達支援	24
（2）医療型児童発達支援	25
（3）放課後等デイサービス	26
（4）保育所等訪問支援	27
（5）居宅訪問型児童発達支援	27
2 障害児相談支援	28
（1）相談支援	28
3 重症心身障がい児と医療的ケア児への支援体制	29
4 子ども・子育て支援	30
（1）各施設における発達の気になる児童の受入れ状況	30
（2）今後の取組	31
5 発達の気になる児童への支援体制	32
（1）これまでの取組	32
（2）今後の取組	32

## 第7章 地域生活支援事業

### 【必須事業】

1 理解促進・研修等啓発事業	33
2 自発的活動支援事業	33
3 相談支援事業	34
4 成年後見制度利用支援及び法人後見支援事業	35
5 意思疎通支援事業	35
6 日常生活用具給付事業	36
7 手話奉仕員養成研修事業	37
8 移動支援事業	38
9 地域活動支援センター事業	39

### 【任意事業】

1 日中一時支援事業	40
2 訪問入浴サービス事業	41
3 身体障害者自動車運転免許取得費助成事業	41
4 身体障害者自動車改造費助成事業	42
5 自立支援協議会	42

## 第8章 障がい者のくらし

1 障がい者の権利	44
（1）成年後見制度	44
（2）日常生活自立支援事業	45
（3）障がい者差別の解消	45
2 災害時の支援	46
3 居住の支援	46
4 障がい者等の虐待の防止	47

## 第9章 第4期障がい福祉計画期間中の取組

1 第4期障がい福祉計画期間中の取組事項	48
----------------------	----

### 資料編

1 策定の体制	49
2 策定の経過	50

#### 本計画における文中の表記について

##### ○「障がい」について

「障がい」は、ひらがな表記にしています。ただし、法律名や過去の計画名等の固有名詞のみ、従来どおり「障害」と表記しています。

##### ○「現在」について

「現在」は、平成29年9月末を表しています。

# 第1章 第5期大府市障がい福祉計画・第1期大府市障がい児福祉計画の概要

## 1 計画策定の目的

本市においては、平成18年度に施行された障害者自立支援法（平成25年4月より障害者総合支援法施行）により、平成19年3月に「第1期大府市障害福祉計画」（以下「第1期計画」という。）を、平成21年3月に同計画の第2期計画を、平成24年3月に第3期計画を、平成27年3月に第4期計画を策定し、障害福祉サービスや地域生活支援事業によるサービスを提供するとともに、それらを円滑に実施するための仕組みづくりに取り組んできました。また、障害者総合支援法に基づくサービスの利用者数は増加傾向にあるため、必要なサービスの量と種類の整備に努め、利用者負担の軽減策やサービス提供事業者への支援等もあわせて進めてきました。

一方、本市における障害者計画は、平成11年度から22年度までの12年間を計画期間とする「大府市総合保健福祉計画」を平成10年度に策定し、平成18年3月に同計画の見直しを行い、「大府市総合保健福祉計画後期計画2006－2010」を後期計画として策定しました。さらに、平成22年3月には大府市地域福祉計画（計画期間平成22年度から平成32年度）を本市の障害者計画として策定しています。

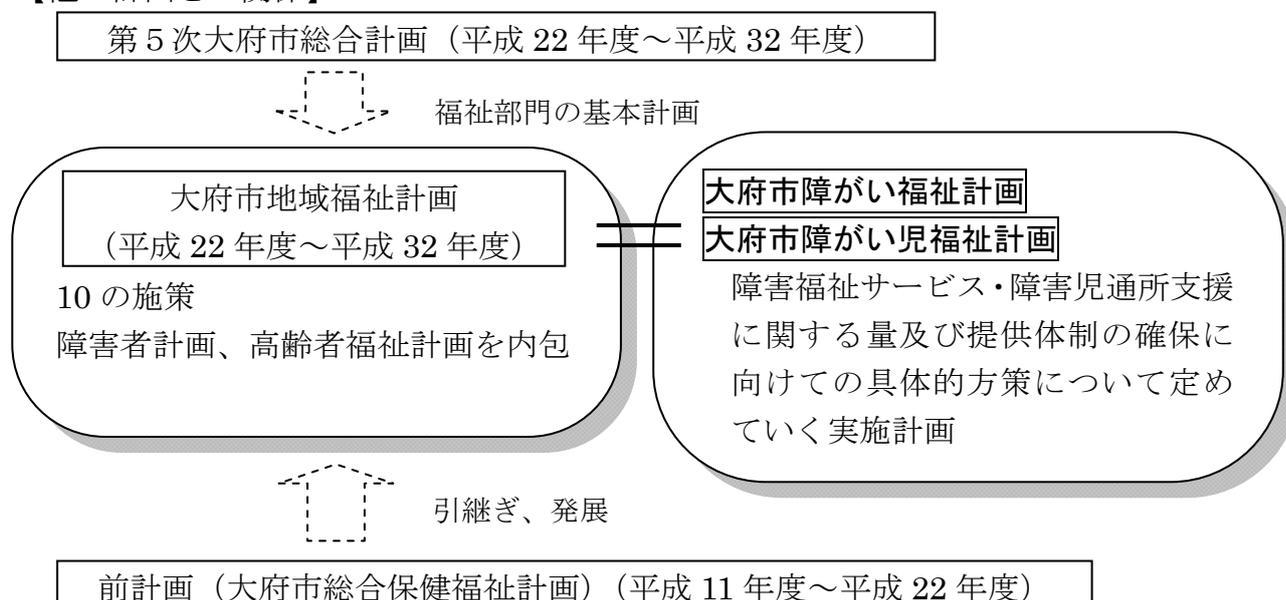
こうした状況をふまえ、「大府市地域福祉計画」において示されている基本理念をもととし、障がい者支援を効果的に推進していくために平成32年度を目標年度とする「第5期大府市障がい福祉計画」（以下「第5期計画」という。）を策定するとともに、これまでは障がい福祉計画に内包されていた児童福祉法に基づく障がい児支援の提供体制について、より計画的に確保するため、「第1期大府市障がい児福祉計画」（以下「児第1期計画」という。）を策定しました。

## 2 計画の位置づけ

本市では平成 21 年度に策定した「大府市地域福祉計画」において、障がい者等に関する部分を障害者基本法に基づく障害者計画とし、障がい者等の福祉施策に関する基本方針や事業の方向性を定めています。これに対し障害福祉計画及び障がい児福祉計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく、障害福祉サービス等の見込量及び提供体制の確保策等を定める実施計画と位置づけています。

本計画期間は、3 年間で 1 期として策定します。第 5 期障がい福祉計画及び第 1 期障がい児福祉計画は、第 4 期障がい福祉計画（計画期間：平成 27 年度から平成 29 年度）の進捗状況等の分析をふまえ、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間で計画期間とします。

### 【他の計画との関係】



【障害者計画と障害（児）福祉計画の比較】

項目	障害者計画	障害福祉計画
計画の名称	大府市地域福祉計画に内包 (障がい者に対する施策)	大府市障がい福祉計画 大府市障がい児福祉計画
根拠となる 法令	障害者基本法	障害者総合支援法・児童福祉法
計画の性格	ライフステージを視野に置き、障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画	各年度における障害福祉サービス等及び障害児通所支援の必要な見込量及び提供体制の確保に向けての具体的方策を定める計画
各計画において定める 事項	基本理念である「だれもが住みよい、地域福祉でまちづくり」の実現に向けた、地域の階層イメージと10の施策	①各年度における障害福祉サービス及び障害児通所支援並びにこれを確保するための方策 ②地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 ③その他障害福祉サービス及び障害児通所支援又は相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項
計画期間	11年間	3年間

### 3 基本理念

#### (1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共存社会を実現するため、障がい者、障がい児及び難病患者等（以下障がい者等）の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図るために、支援体制の確立を推進します。

#### (2) 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害福祉サービスの対象となる障がい者等の範囲を身体障がい、知的障がい及び精神障がい並びに難病患者等であって18歳以上の者並びに障がい児とし、各障がいの種別に伴うサービス内容の格差を是正し、均一で公平なサービスの提供を推進します。

#### (3) 入所等からの地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等が地域で自立した生活を送ることができるよう入所や入院からの地域生活への移行、地域生活を継続するための支援、就労支援等の課題に対応したサービスを提供する基盤整備を推進します。

#### (4) 地域共生社会の実現に向けた取組

生活における困難を抱えていても、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域の住民や多様な主体が役割を持ち、支え合うことができる地域共生社会の実現に向けた取組を推進します。

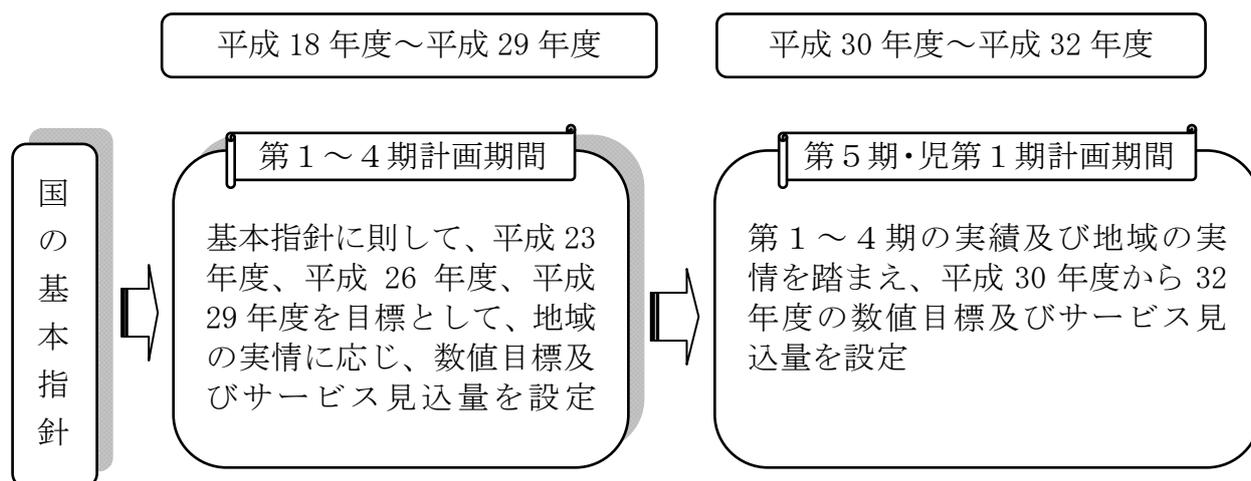
#### (5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援を行うに当たっては、個々のライフステージに沿って、切れ目のない一貫した支援を提供するため、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関による連携体制の整備を推進します。また、障がい児の地域社会への参加や包容（インクルージョン）により、障がい児を含めた全ての児童が共に成長できるよう、障がい児が地域の保育、教育等の支援を受けられるようにするための障がい児支援の提供を推進します。

## 4 計画の期間及び見直しの時期

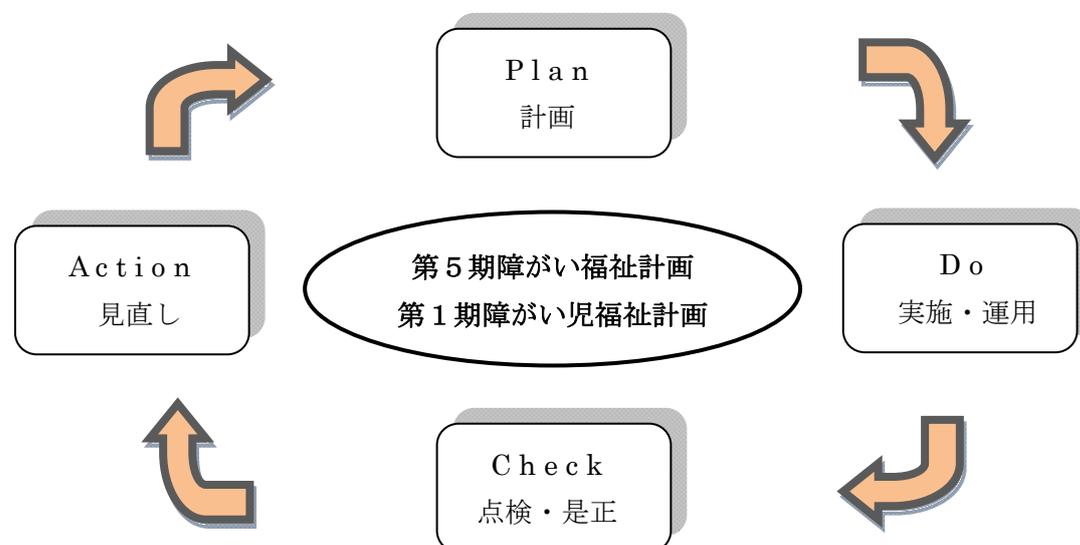
障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、3年を1期として作成します。

平成18年度から20年度までの3年を第1期計画期間、平成21年度から23年度までの3年を第2期計画期間、平成24年度から26年度までの3年を第3期計画期間、平成27年度から29年度までの3年を「第4期計画期間」として策定しており、今回これらの実績を踏まえ、平成30年度から32年度までを第5期計画及び児第1期計画として策定しました。



## 5 計画の進行管理

第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の推進については、障害者総合支援法の改正に伴い、PDCAサイクルを導入し、計画について定期的に調査、分析、評価を行い、必要に応じて計画の変更等を行います。また、大府市自立支援協議会から意見を聴取しながら本市で計画の進捗管理を行います。



## 第2章 障がい者等の現状と見込み

### 1 身体障害者手帳所持者の推移

#### (1) 障がい別

障がい部位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
肢 体	1,300 (32)	1,327 (33)	1,359 (36)	1,354 (35)	1,332 (40)	1,222 (35)
視 覚	116 (1)	119 (1)	117 (2)	122 (3)	126 (3)	126 (3)
聴 覚 平衡機能	257 (10)	267 (9)	263 (12)	268 (10)	270 (7)	286 (11)
音 声 言 語	23 (0)	23 (0)	23 (0)	23 (0)	23 (0)	18 (0)
内 部	710 (13)	733 (14)	735 (14)	772 (15)	771 (17)	722 (13)
合 計	2,406 (56)	2,469 (57)	2,497 (64)	2,539 (63)	2,522 (67)	2,374 (62)
人口に占める 割合 (%)	2.77	2.81	2.82	2.84	2.80	2.60

※各年度4月1日現在

※( )内は18歳未満の手帳所持者数・内数

#### (2) 等級別

等級	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
1 級	588 (19)	607 (19)	618 (20)	639 (21)	656 (26)	636 (27)
2 級	406 (13)	421 (14)	423 (15)	436 (16)	426 (16)	383 (7)
3 級	570 (14)	559 (13)	566 (16)	567 (17)	544 (17)	501 (17)
4 級	539 (6)	573 (7)	590 (6)	601 (5)	592 (4)	547 (6)
5 級	143 (0)	146 (0)	139 (1)	131 (0)	136 (1)	131 (2)
6 級	160 (4)	163 (4)	161 (6)	165 (4)	168 (3)	176 (3)
合計	2,406 (56)	2,469 (57)	2,497 (64)	2,539 (63)	2,522 (67)	2,374 (62)

※各年度4月1日現在

※( )内は18歳未満の手帳所持者数・内数

#### 【傾向分析】

障がい別では、聴覚障がい者の増加が最も多く、高齢化の影響とともに、市内企業への就労等に伴い本市へ転入するケースが多いことが影響していると考えられます。また、等級別では、18歳未満の児童で1級所持者が特に増加しています。

## 2 療育手帳所持者の推移

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
A (IQ35以下)	192 (60)	193 (58)	190 (56)	191 (52)	197 (59)	210 (59)
B (IQ36～50)	130 (41)	137 (42)	149 (49)	155 (47)	152 (45)	162 (47)
C (IQ51～75)	199 (84)	207 (85)	204 (82)	214 (89)	222 (99)	220 (87)
計	537 (185)	537 (185)	543 (187)	560 (188)	571 (203)	592 (193)
人口に占める割合 (%)	0.62	0.61	0.61	0.63	0.63	0.65

※各年度4月1日現在

※( )内は18歳未満の手帳所持者数・内数

### 【傾向分析】

療育手帳の所持者数及び人口に占める割合が両方とも増加傾向にあります。児童の療育手帳所持者が微増しています。

## 3 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
1級	34	39	49	49	56	72
2級	246	274	344	388	402	428
3級	139	148	163	169	177	187
計	419	461	556	606	635	687
人口に占める割合 (%)	0.48	0.52	0.63	0.68	0.70	0.75

※各年度4月1日現在

### 【傾向分析】

精神障害者保健福祉手帳の所持者数及び人口に占める割合は増加傾向にあります。他の障害者手帳所持者の人数と比較すると、人口に占める割合の増加が最も多くなっています。

#### 4 自立支援医療費（精神通院）受給者の推移

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
交付件数	955	948	1,052	1,078	1,182	1,191
上のうち 新規交付件数	167	152	186	174	215	187
人口に占める 割合（%）	1.10	1.08	1.19	1.21	1.31	1.30

※各年度4月1日現在

##### 【傾向分析】

自立支援医療費受給者数また及び人口に占める割合は増加傾向にあります。

#### 5 難病患者等の推移

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
特定医療費 受給者証 所持者	405	405	475	472	518	526
小児慢性特定 疾病医療受給 者証所持者	94	79	62	71	82	66
計	499	484	537	543	600	592
人口に占める 割合（%）	0.57	0.55	0.61	0.61	0.67	0.64

※各年度4月1日現在

##### 【傾向分析】

難病等患者に対する医療費助成制度については、平成27年1月、平成29年4月に対象となる疾患数についての改正がありました。現在、特定医療費助成制度については330疾患、小児慢性特定疾病医療費助成制度については600疾患が対象となっています。

## 6 障がい者数の将来予測

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度	平成 29～32 年度 増加率 (%)
総 人 口	90,160	91,384	92,972	1.74
障がい者総数	3,728 4.13	3,653 4.00	3,924 4.22	7.42
身体障がい者	2,522 2.80	2,374 2.60	2,473 2.66	4.17
知的障がい者	571 0.63	592 0.65	614 0.66	3.72
精神障がい者	635 0.70	687 0.75	837 0.90	21.83

※平成 32 年度はコーホート要因法による人口推計値

※上段は人数（人）、下段は人口に占める割合（%）

## 第3章 地域生活に向けた取組

### 1 障がい福祉施設入所者の地域生活への移行

障がい福祉施設入所者が一般住宅やグループホームなど地域での生活に移行していくことを進める観点から、第4期計画では平成26年度末の障がい福祉施設入所者数に対して平成29年度末までに障がい福祉施設入所者数の削減目標値を1人（4%）、地域移行する者の目標値を3人（12%）、としていました。実績として障がい福祉施設入所者の削減数は3人、地域移行した者は1人でした。

この第5期計画では、国の基本指針に基づき平成28年度末の障がい福祉施設入所者数に対して平成32年度末における地域移行する者の目標値を9%とし、削減目標値を2%とします。

#### 【施設入所者数、削減数、地域生活移行者数の実績と目標値】

項目	実績 (平成29年 9月末時点)	目標値	備考
平成28年度末時点の施設入所者数(A)		23	
目標年度の施設入所者数(B)		22	平成32年度末の利用見込み
削減見込 (A) - (B)	3	1 (2%)	差引減少見込数
地域移行見込者数	1	3 (9%)	施設入所から、一般住宅、グループホーム等へ移行する者の数

#### 【目標に向けた取組等】

入所中の利用者本人のニーズを確認しながら、グループホームの体験利用や地域移行支援、地域定着支援の活用など、指定特定相談支援事業所が中心となり、地域生活への移行を進めていきます。

## 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

「入院医療中心から地域生活中心へ」という国の基本理念に基づき、精神科病院の入院患者に対する退院促進に向けた啓発活動（リーフレットの作成）を行うことで入院患者の退院への意欲を高めてきました。また、対象者が退院に向けて行う準備支援として地域移行支援や退院後に 24 時間体制で相談対応することができる地域定着支援を実施することで精神科病院の入院患者の退院支援を進めてきました。その一方で、再入院するケースもあるため、地域生活移行後の地域での生活を継続するために保健・医療・生活支援等が一体的に地域で支援を行う体制を構築して行く必要があります。

### 【地域包括ケアシステムの構築に向けた取組等】

保健、医療、福祉関係者による協議の場を自立支援協議会等に設置していきます。また、精神病床における 1 年以上の長期入院患者を積極的に退院していけるよう保健、医療、福祉関係者と連携し、地域移行支援、地域定着支援の活用やグループホームの活用、成年後見制度による権利擁護事業の活用などにより総合的に支援していきます。（次ページのイメージ図参照）

### 【平成 32 年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者）】

目標項目	入院患者数 平成 29 年 9 月末現在	地域移行者数 平成 32 年度末
地域生活への移行者数	84 人	16 人（7 人）

※（ ）内は 65 歳以上の人数（内数）

※当該基盤整備量は県と調整の上の設定



### 3 地域生活支援拠点の整備

障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障がい者等の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、重度障がいにも対応することができる専門性を有し、地域の生活で生じる障がい者等やその家族の緊急事態に対応を図ることを目的とした地域生活支援拠点の整備が求められています。本市では第4期計画にて複数事業所が分担して担う面的な体制を整備していくこととしました。

地域生活支援拠点については、次の5つの機能を備えることとなっています。  
①相談、②緊急時の受入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり。

また、それに対する本市の取組状況は次のとおりです。

#### 【取組状況】

機能	具体的な内容	市の取組
①相談	計画相談、地域定着支援の実施、コーディネーターの設置	指定特定相談支援事業所及び基幹相談支援センターの設置
②緊急時の受入れ・対応	緊急時の宿泊事業の実施	短期入所事業所との連携、居室確保事業の実施
③体験の機会・場	入所者や入院患者を対象とした一人暮らし体験の実施	地域相談支援事業所による地域移行支援の実施
④専門的人材の確保・養成	研修の実施	市、社会福祉法人、NPO法人等による研修の実施
⑤地域の体制づくり	地域課題の抽出、相談業務や支援体制のコーディネート	自立支援協議会での協議、基幹相談支援センターによるコーディネート

#### 【今後の取組】

緊急時の受入れ先として居室確保事業所や短期入所事業所の拡充を図っていきます。また専門的人材の確保のため専門資格取得への支援、障がい福祉施設職員向け研修会などを実施していきます。

## 第4章 障がい者の就労

### 1 障がい福祉施設から一般就労への移行等

障がい者が一般就労へ移行するためには、就労に必要な能力の習得及び事業者の障がい特性への理解の促進、企業と障がい福祉施設等の連携体制の構築が必要です。

市内に就労系障がい福祉施設が充実してきたため、一般就職へのステップとして障がい福祉施設を利用する人が増え、就職に向けたトレーニングの実施や積極的な施設外就労を実施することで一般就職に繋がっています。本市では大府市障がい者雇用事業所連絡協議会（以下「雇用事業所連絡協議会」という。）を通じ、企業と障がい福祉施設が連携し、障がい特性への理解を進め、雇用に関する情報共有により障がい者雇用の促進を行っています。

今後は、障がい福祉施設等の就労支援に繋がっていない障がい者等に対し、就労支援を行い就職に繋げていくこと、また就職後も仕事が継続的に続けられるよう支援していくことが課題となります。

#### 【実績と目標値】

項目	実績			目標値
	27年度	28年度	29年度	32年度
障がい福祉施設からの一般就労移行者数 (市内事業所)	5人	12人	2人	18人
就労移行支援事業利用者数 (1月当たりの利用人数)	20人	14人	10人	17人
就労移行率3割を達成する就労移行支援事業所の割合(達成事業所数/総事業所数)	33%	100%	100%	100%
就労定着支援事業による支援開始後1年経過時点の職場定着率				80%

#### 【今後の取組】

就職を希望する障がい者等に対し、就労系障がい福祉施設や指定特定相談事業所、障がい者就業・生活支援センター等を広く周知し、活用を促していきます。また、雇用事業所連絡協議会等を通じ、企業と障がい福祉施設が連携し、障がい特性の理解促進や雇用制度の周知を図り、個々の障がい者等に合った支援体制を構築できるよう努めていきます。

## 2 障がい者雇用の促進

平成 28 年 4 月に改正障害者雇用促進法が施行され、障がい者に対する差別の禁止や合理的配慮の提供義務、苦情処理・紛争解決の援助、法定雇用率の算定基礎の見直しなど、障がい者の雇用機会の拡大を図る制度改正が順次進められています。

本市では平成 21 年 4 月に雇用事業所連絡協議会を設立し、事業所間での情報やノウハウの共有等を行っています。加入事業所数も、当初の 18 事業所から平成 29 年 9 月現在 44 事業所に増え、ネットワークが徐々に広がっています。

### 【今後の取組】

市内事業所の障がい者雇用への理解が進むよう、ハローワーク等と協力し障がい者雇用に関する制度の周知を図っていきます。また、雇用事業所連絡協議会の活動を周知し、加入事業所を増やしていくことで雇用事業所連絡協議会のネットワークを広げ、情報交換の場として活用し、企業説明会等を通して事業所と障がい者の出会いの場づくりに努めます。

## 3 障がい福祉施設の工賃向上

平成 25 年度から障害者優先調達推進法に基づく調達方針を作成し、保育園の給食事業のおやつや敬老会等イベントの記念品に市内障がい福祉施設の自主製品を採用し、発注しています。

販路拡大、製品の品質向上、受注作業を増やすことが課題になります。

### 【今後の取組】

障害者優先調達推進法に従い、官公需の更なる拡大や企業等のネットワークを活用して、継続的な作業種目の開拓に努めて今後も、工賃引き上げを支援していきます。

## 第5章 障害福祉サービス等の見込み

### 1 障害福祉サービス等

障害福祉サービス、一般相談支援事業、特定相談支援事業の内容は以下の通りです。

対象者は、障がい者若しくは難病患者等で支援を要する人で、各障害福祉サービスは、市内だけでなく市外の事業所も利用できます。

#### 【訪問系サービス】

サービス名	内 容
居 宅 介 護	自宅で障がい者等に入浴や排泄、食事等の介助をします。
重度訪問介護	重度の障がい者等のうち、常に介護を必要とする人に、自宅での入浴や排泄、食事等の介助や外出時の移動の補助をします。
重度障害者等 包 括 支 援	介護の必要度が高い方に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。
同 行 援 護	視覚障がいにより移動が困難な人に、移動に必要な情報提供（代筆、代読を含む）や外出支援をします。
行 動 援 護	行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいがある人に、外出時における移動、排泄、食事等の援助をします。

#### 【日中活動系サービス】

サービス名	内 容
生 活 介 護	常に介護が必要な障がい者等に、施設で入浴や排泄、食事の介助や創作的活動などの機会を提供します。
自 立 訓 練 《機能訓練》	身体障がい者に、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、身体機能の向上のために必要な訓練をします。
自 立 訓 練 《生活訓練》	知的障がいや精神障がいがある人に、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、生活能力の向上のために必要な訓練をします。
就 労 移 行 支 援	就労を希望する障がい者等に、一定の期間、就職のための生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練をします。
就 労 継 続 支 援 A 型	企業等での就労が困難な障がい者等に、雇用契約に基づく就労の機会を提供し、知識や能力の向上のための訓練をします。
就 労 継 続 支 援 B 型	企業等での就労が困難な障がい者等に、就労の機会を提供し、知識や能力の向上のための訓練をします。
就 労 定 着 支 援	企業や自宅等への訪問や障がい者等との面接により、生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施します。

### 【居住系サービス】

サービス名	内 容
共同生活援助 《グループホーム》	障がい者等に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排泄又は食事の介助、その他の日常生活を支援します。
施設入所支援	施設に入所する障がい者等に対して、主として夜間において、入浴、排泄、食事等の介助、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活を支援します。
短期入所	自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者等に障害者支援施設等に短期間入所してもらい、入浴、排泄、食事のほか、必要な介助を行います。
療養介護	医療の必要な障がい者等で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護などを行います。

### 【相談支援】

サービス名	内 容
計画相談支援	サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がい者等の自立した生活を支え、障がい者等が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。
地域移行支援	入所施設に入所している障がい者等、又は精神科病院に入院している精神障がい者に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、地域移行のための障害福祉サービス事業所への同行等を支援します。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がい者等であって、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる者について、常時の連絡体制を確保し、緊急訪問や緊急対応等を行います。
自立生活援助	一人暮らしの知的障がい者や精神障がい者の自宅を定期的に巡回訪問し、又は電話等の相談に随時対応することで日常生活における必要な助言、医療機関等との連絡調整を行います。

## (1) 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）

### 【現状及び今後の動向】

平成 27 年度以降は、全ての障害福祉サービスの利用者に対してサービス等利用計画（セルフプラン含む。）が導入されました。指定特定相談支援事業所が本人の生活を支えるために必要な支援を組み合わせることで、自立した生活ができるよう支援してきました。その結果、適切なサービス支給に繋がりました。

難病患者への支援開始や強度行動障がい者への重度訪問介護の利用拡大など、サービスの対象者が多様化してきているため、微増していくことが予想されます。

### 【実績と見込量】

サービス名 (市内事業所数)	単位	実績			見込み		
		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
居 宅 介 護 ( 10 )	人/月	122	110	101	102	103	104
	時間/月	1,868	1,666	1,591	1,606	1,621	1,636
重度訪問介護 ( 10 )	人/月	4	4	4	4	5	6
	時間/月	421	335	326	360	450	540
重度障害者等 包括支援 ( 0 )	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
同行援護 ( 6 )	人/月	2	4	4	4	5	6
	時間/月	23	35	37	37	46	55
行動援護 ( 4 )	人/月	19	17	15	19	20	21
	時間/月	186	193	176	216	226	236

※（ ）内は、平成 29 年 9 月末現在の事業所数

※各年度は 1 か月あたりの平均値、29 年度は 4 月から 9 月までの平均値

※人/月は、実利用人数

### 【見込量の確保方策等】

- 全体では充足しつつありますが、個々の障がい特性に合わせた支援体制の強化が必要であるため、指定特定相談支援事業所と訪問系サービス事業所との連携を図っていきます。
- 高次脳機能障がいや医療行為が必要な障がい者等に対応できる専門的な研修を受けた職員を増やすために、訪問系サービス事業所と連携していきます。
- 高齢の障がい者等の介護保険制度への移行について、個々の状況に応じて移行できるよう、本人、指定特定相談支援事業所、訪問系サービス事業所、ケアマネージャー等との連携の強化を図っていきます。

## (2) 日中活動系サービス（生活介護、自立訓練）

### 【現状及び今後の動向】

平成 27 年から 3 年間で、市内の日中活動系サービス事業所は、生活介護が 2 か所増えています。

生活介護は、18 歳未満の療育手帳の所持者数の推移から新規利用者が増加していくことが予測されます。その一方で、高齢の障がい者が介護保険の施設へ移行するケースも出てきています。

### 【実績と見込量】

サービス名 (市内事業所数)	単位	実績			見込み		
		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
生活介護 (5)	人/月	139	137	142	144	146	148
	人日/月	2,615	2,625	2,702	2,740	2,778	2,816
自立訓練 《機能訓練》 (0)	人/月	1	1	1	1	1	1
	人日/月	1	2	5	5	5	5
自立訓練 《生活訓練》 (1)	人/月	7	6	4	5	5	5
	人日/月	60	46	36	42	42	42

※ ( ) 内は、平成 29 年 9 月末現在の事業所数

※各年度は 1 か月あたりの平均値、29 年度は 4 月から 9 月までの平均値

※人/月は、実利用人数

### 【見込量の確保方策等】

- 本人に合った日中系サービスが利用できるよう、指定特定相談支援事業所と連携を図っていきます。
- 生活介護の利用者の増加に対して市内外事業所で対応していきます。
- 医療的ケアが必要な重症心身障がい者や高次脳機能障がいの人などの通所先について、個々の特性に合った支援が受けられるように日中活動系サービス事業所等と連携を図っていくとともに、保健福祉圏域で広域的な協議を継続していきます。

### (3) 日中活動系サービス（就労継続支援、就労移行支援、就労定着支援）

#### 【現状及び今後の動向】

平成 27 年から 3 年間で、市内の日中活動系サービス事業所は、就労継続支援 B 型が 2 か所、就労移行支援が 1 か所新たに開所し、就労移行支援と就労継続支援 A 型の各 1 か所が閉鎖しています。

就労継続支援は、精神障がい者の新規利用ケースが増えており、精神障がい者が増加傾向にあることから今後も利用者が増えていくことが予想されます。

また、平成 30 年度には障害者雇用促進法が改正され精神障がい者が算定基礎の対象に追加されます。よって精神障がい者による就労移行支援の利用が増加すると予測します。

平成 30 年度から制度化される就労定着支援は、就労移行支援を利用して就職した者や特別支援学校から就職した者などの利用が想定されます。

#### 【実績と見込み】

サービス名 (市内事業所数)	単位	実績			見込み		
		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
就労移行支援 (2)	人/月	20	14	10	12	14	17
	人日/月	345	231	178	212	246	280
就労継続支援 A 型 (4)	人/月	52	54	49	50	51	52
	人日/月	954	970	972	990	1,008	1,026
就労継続支援 B 型 (7)	人/月	92	98	99	102	105	108
	人日/月	1,559	1,703	1,836	1,887	1,938	1,989
就労定着支援 (-)	人/月	-	-	-	5	6	7

※ ( ) 内は、平成 29 年 9 月末現在の事業所数

※各年度は 1 か月あたりの平均値、29 年度は 4 月から 9 月までの平均値

※人/月は、実利用人数

#### 【見込量の確保方策等】

○就職希望者に対して、指定特定相談支援事業所とともに適性を判断して就労移行支援事業又は就労継続支援 A 型の利用に繋げていきます。

○就労継続支援 B 型の利用を希望する特別支援学校の在学学生に対して、就労アセスメントをスムーズに受けられるよう、就労移行支援事業所と連携を図っていきます。

○施設での就労希望のニーズに対応できるよう、就労の場の確保に努めます。

#### (4) 居住系サービス（共同生活援助、施設入所支援、短期入所、療養介護）

##### 【現状及び今後の動向】

平成 27 年からの 3 年間で市内グループホームが 2 か所、重症心身障がい児者を対象とした医療型短期入所施設が 1 か所新たに開所しています。

両親が高齢になり、自宅で障がい者を介助することが難しくなるケースや多くの介助が必要なため自宅で対応しきれないケース、また、入所施設の入所者や病院に入院している人の地域移行などによりグループホームの利用についてニーズが高まっていることから、実績が増えています。

入所施設に入所している高齢の障がい者が介護保険の特別養護老人ホーム等へ移行するケースも出てきています。

##### 【実績と見込量】

サービス名 (市内事業所数)	単位	実績			見込み		
		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
共同生活援助 《グループホーム》 (14)	人/月	59	62	62	66	68	70
	人日/月	1,438	1,538	1,496	1,544	1,592	1,640
施設入所支援 (0)	人/月	24	23	23	23	22	22
	人日/月	685	650	659	659	631	631
短期入所 《福祉型》 (1)	人/月	12	12	12	13	13	13
	人日/月	74	65	57	58	59	60
短期入所 《医療型》 (1)	人/月	1	2	5	7	7	8
	人日/月	1	7	24	26	28	30
療養介護 (0)	人/月	3	4	4	4	4	4
	人日/月	87	119	118	118	118	118

※ ( ) 内は、平成 29 年 9 月末現在の事業所数

※各年度は 1 か月あたりの平均値、29 年度は 4 月から 9 月までの平均値

※人/月は、実利用人数

##### 【見込量の確保方策等】

○指定特定相談支援事業所が本人に合った居住系サービスについて情報提供できるよう、市内外の居住系サービスの情報提供等を行います。

○継続的なグループホームの運営ができるよう社会福祉法人等に対して支援していきます。

○短期入所の利用について、体験利用や日中一時支援を活用することで利用者、短期入所事業所双方が安心して短期入所を利用できるよう支援していきます。

## (5) 相談支援（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助）

### 【現状及び今後の動向】

指定特定相談支援事業所は市内に4か所あり、障害福祉サービス利用者に対してサービス等利用計画を作成しています。障がい者本人や家族によって作成されるセルフプランと合わせて、市内全ての障害福祉サービス利用者にサービス等利用計画が導入されています。多様化するニーズや複雑化する制度に対応するためには、セルフプランによる障害福祉サービスを利用している人においても相談支援事業所の支援が必要になると予測されます。

地域移行支援、地域定着支援の利用者は、年1人程度に留まっています。平成30年度から制度化される自立生活援助は、地域移行した方の利用が想定されます。

### 【実績と見込み】

サービス名 (市内事業所数)	単位	実績			見込み		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画相談支援 (4)	人/月	73	69	74	74	75	75
	実人数/年	368	361	372	374	376	378
セルフプラン	実人数/年	64	57	59	57	55	53
地域移行支援 (2)	人/月	1	0	0	2	2	2
地域定着支援 (2)	人/月	0	1	0	2	2	2
自立生活援助 (-)	人/月	-	-	-	2	2	2

※（ ）内は、平成29年9月末現在の事業所数

※各年度は1か月あたりの平均値、29年度は4月から9月までの平均値

※人/月は、実利用人数

### 【見込量の確保方策等】

- 困難性の高いケースに対応できるよう、基幹相談支援センターを中心に行政機関、各指定特定相談支援事業所、市内障がい福祉関係事業所が連携して対応できるようネットワークを構築していきます。
- 地域生活への移行が進むよう、地域移行支援、地域定着支援の利用について、指定特定相談支援事業所、入所施設、医療機関、障害福祉サービス事業所と自立支援協議会等の場で協議していきます。
- 適切なサービス提供のため、高い水準の計画相談支援ができるよう努めます。

## 第6章 障がい児支援の現状と見込み【障がい児福祉計画分】

### 1 障害児通所支援等

障害児通所支援の内容は以下の通りです。

18歳以下で支援を要する児童が対象となり、各サービスは、市内だけでなく市外の事業所も利用できます。

サービス名	内 容
児 童 発 達 支 援	未就学の発達気になる児童が通所して、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練をします。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童に対する児童発達支援及び治療をします。
放課後等デイサービス	就学後の発達気になる児童が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって児童の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	発達気になる児童が、他の児童との集団生活に適応することができるよう、児童の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援をします。支援は訪問支援員が実施します。
居 宅 訪 問 型 児 童 発 達 支 援	児童福祉法の改正に伴い、平成30年4月より、重度の障がい等の状態にある児童への発達支援の提供の場を設けるために、居宅を訪問して提供されるサービスです。
障 害 児 相 談 支 援	発達気になる児童が障害児通所支援を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリング（継続障害児支援利用援助）を行います。

## (1) 児童発達支援

### 【現状及び今後の動向】

現在、市内には児童発達支援センターが1か所、児童発達支援事業所が2か所ありますが、対象児童は市内だけでなく市外の事業所にも通っています。今後も対象児童は増加していく見込みです。

また、知多5市5町における肢体不自由児の通所施設の利用協定に基づき、自治体の区域を超えた肢体不自由児の相互受入体制を整備しています。

### 【実績と見込量】

単位	実績			見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
人/月	47	50	51	73	85	86
人日/月	652	693	706	1,022	1,190	1,204

※各年度は1か月あたりの平均値、29年度は4月から9月までの平均値

※人/月は、実利用人数

### 【見込量の確保方策等】

- 既存の体制に加え肢体不自由児等の療育を行う施設として、平成30年10月に福祉型の発達支援センターみのりを開所し、本市の児童発達支援の充実を図ります。
- 自立支援協議会発達支援部会等を通じて、障がい児を支援する事業所と各関係機関との連携を図るとともに、児童の発達状況や生活環境を的確に把握し、適切にサービスが提供できるようにします。

## (2) 医療型児童発達支援

### 【現状及び今後の動向】

現在、医療型児童発達支援が必要な児童は、近隣市町の専門的療育が可能な事業所を利用しています。今後も、ニーズを的確に把握していくことが必要です。

### 【実績と見込み】

単位	実績			見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
人／月	3	2	1	1	1	1
人日／月	36	16	5	8	8	8

※各年度は1か月あたりの平均値、29年度は4月から9月までの平均値

※人／月は、実利用人数

### 【見込量の確保方策等】

- 既存の体制で実施します。
- 医療型児童発達支援は、医療行為を伴う支援のため、関係機関、特に医療機関等との情報交換により、児童ごとに違う目的やニーズに応えることができるように連携を強化していきます。
- 児童の発達状況や生活環境を的確に把握し、適切にサービスが提供できるようにします。

### (3) 放課後等デイサービス

#### 【現状及び今後の動向】

現在、市内には放課後等デイサービスの事業所が6か所あります。対象児童は、市内の事業所だけでなく、市外の事業所も利用しています。

今後も対象児童は増加していく見込みのため、児童の生活環境やニーズを的確に把握していくことが必要です。

#### 【実績と見込み】

単位	実績			見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
人／月	52	73	95	108	116	127
人日／月	409	595	846	972	1,044	1,143

※各年度は1か月あたりの平均値、29年度は4月から9月までの平均値

※人／月は、実利用人数

#### 【見込みの確保方策等】

○新しい事業所が順次開設され、事業所ごとに特色のある療育等を行っています。量の見込みに対しては、既存の体制で実施します。

○自立支援協議会発達支援部会等を通じて情報を共有し、障がい児を支援する事業所と各関係機関との連携を図るとともに、児童の発達状況や生活環境を的確に把握し、適切にサービスが提供できるようにします。

#### (4) 保育所等訪問支援

##### 【現状及び今後の動向】

平成 27 年 4 月に開始したサービスです。現在、市内で保育所等訪問支援を実施している事業所は 2 か所あります。児童の発達の状況及びニーズを的確に把握していくことが必要です。

##### 【実績と見込み】

単位	実績			見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
人／月	4	7	6	9	10	10
人日／月	5	9	10	18	20	20

※各年度は 1 か月あたりの平均値、29 年度は 4 月から 9 月までの平均値

※人／月は、実利用人数

##### 【見込量の確保方策等】

- 平成 30 年 10 月に開所する発達支援センターみのりにおいて保育所等訪問支援を実施します。
- 自立支援協議会発達支援部会等を通じて情報を共有し、障がい児を支援する事業所と各関係機関との連携を図るとともに、児童の発達状況や生活環境を的確に把握し、適切にサービスが提供できるようにします。

#### (5) 居宅訪問型児童発達支援

##### 【現状及び今後の動向】

平成 30 年 4 月から開始するサービスです。ニーズを的確に把握したうえで、事業所と連携して適切にサービスを提供していく必要があります。

##### 【実績と見込み】

単位	実績			見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
人／月	—	—	—	2	2	2
人日／月	—	—	—	28	28	28

※人／月は、実利用人数

##### 【見込量の確保方策等】

- 市内外の事業所と連携して実施する予定です。
- 児童の発達状況や生活環境を的確に把握し、適切にサービスを提供できるようにします。

## 2 障害児相談支援

### (1) 相談支援

#### 【現状及び今後の動向】

現在、市内には指定障害児相談支援事業所が5か所あります。全てのサービス利用者が適切にサービスを利用できるよう、計画相談支援を実施します。障害児通所支援の利用希望の増加に伴い、件数は今後も増加していく見込みです。

#### 【実績と見込量】

サービス名	単位	実績			量の見込み		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画相談支援	人/月	25	31	45	57	63	67
	実人数/年	99	145	175	216	240	254
セルフプラン	人/月	26	32	18	18	18	18

※各年度は1か月あたりの平均値、29年度は4月から9月までの平均値

※人/月は、実利用人数

#### 【見込量の確保方策等】

- 既存の体制に加え、本市の障害児相談支援の充実を図るため、平成30年10月に開所する発達支援センターみのに於いて計画相談支援を実施します。
- 児童の発達状況や生活環境を的確に把握し、児童個々の特性に合った計画を提供できるようにします。
- 自立支援協議会発達支援部会等を通じて、情報を共有し障がい児を支援する事業所と各関係機関との連携を図ります。

### **3 重症心身障がい児と医療的ケア児への支援体制**

#### **(1) 重症心身障がい児への支援体制**

【主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保】

現在、重症心身障がい児への支援を実施している事業所は市内に1か所あります。今後も、市内の事業所のみならず市外の事業所とも連携して支援していきます。

#### **(2) 医療的ケア児への支援体制**

【医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場】

年2回開催される「障害児等療育支援事業に関わる知多圏域乳幼児期療育関係者連絡調整会議」を、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携するための協議等の場として活用していきます。

また、自立支援協議会発達支援部会、大府市子ども・子育て会議等においても、各関係機関と協議を行っていきます。

【医療的ケア児コーディネーターの配置】

医療的ケアを必要とする児童が適切な支援を受けられるよう、医療的ケア児コーディネーターについて、平成32年度末までに1人の配置を目指します。

【確保の方策等】

個別にケース会議を実施するなど、医療的ケア児に対する支援を、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携して支援していきます。

また、医療的ケア児コーディネーターの配置について、各関係機関と協議を行っていきます。

## 4 子ども・子育て支援

### (1) 各施設における発達の気になる児童の受入状況

#### ①保育所

現在、市内に公立保育所が13か所、民間保育所が4か所あります。公立保育所では、発達の気になる児童3人に対して1人の加配保育士を配置して対応していますが、民間保育所では、各園によって対応が異なっています。

療育手帳や診断名がついていなくても発達の気になる児童がいます。

#### 【受入状況の実績と見込み】

単位	実績			見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
人/月	86	89	82	90	89	89

※各年度4月の実績と見込み

#### 【見込量の確保方策等】

- 児童の発達状況や生活環境を的確に把握し、適切にサービスが提供できるようにします。
- 公立と民間が連携をしながら、既存の体制で実施します。

#### ②幼稚園

現在、市内に幼稚園は4か所ありますが、各園によって、発達の気になる児童の受入れや対応状況が異なっています。

療育手帳や診断名がついていなくても発達の気になる児童がいます。

#### 【受入状況の実績と見込み】

単位	実績			見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
人/月	11	14	16	15	15	12

※各年度4月の実績と見込み

#### 【見込量の確保方策等】

- 児童の発達状況や生活環境を的確に把握し、適切にサービスが提供できるようにします。
- 公立と民間が連携をしながら、既存の体制で実施します。

### ③認定こども園

現在、本市には認定こども園はありません。

#### 【受入状況の実績と見込み】

単位	実績			見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
人/月	0	0	0	0	0	0

※各年度4月の実績と見込み

### ④放課後クラブ

現在、市内には公立の放課後クラブが9か所、民間の放課後クラブが4か所あります。公立の放課後クラブでは、発達のご案内になる児童2人に対して1人の加配指導員を配置して対応していますが、民間の放課後クラブでは、各クラブによって対応が異なります。

療育手帳や診断名がついていなくても発達のご案内になる児童がいます。

#### 【受入状況の実績と見込み】

単位	実績			見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
人/月	84	62	66	68	69	71

※各年度4月の実績と見込み

#### 【見込に対する確保方策等】

- 児童の発達状況や生活環境を的確に把握し、適切にサービスが提供できるようにします。
- 公立と民間が連携をしながら、既存の体制で実施します。

### (2) 今後の取組

保育所等には、療育手帳や診断名がついていなくとも、発達のご案内になる児童が多くいます。発達のご案内になる児童が、児童発達支援や保育所等訪問支援等の障害児通所支援の利用などにより住み慣れた環境で暮らしていけるよう、市内外の関係機関が連携して支援するために、ネットワークの強化を図っていきます。

## 5 発達のご案内になる児童への支援体制

### (1) これまでの取組

#### 【早期発見・早期支援のための取組】

本市では、発達の遅れの早期発見による適切な療育や、保護者への支援に対するニーズに対応するため、発達の気になる未就学児に対して、発達支援センターおひさまの早期療育、親子育成支援事業「ジョイジョイ」など、本市独自の取組を実施しています。

#### 【子どもから大人までの一貫した相談支援体制】

現在、ふれ愛サポートセンター「スピカ」内に障がい者相談支援センターを設置し、子どもから大人まで一貫してワンストップでの相談支援を実施しています。また、児童の発達に応じて、各関係機関と連携してライフステージごとに様々な支援を実施しています。

### (2) 今後の取組

発達支援センターおひさまや指定障害児相談支援事業所、保健センター等の関係機関が連携して、発達の遅れの早期発見のため、児童の発達に応じた様々な支援を実施していきます。また、平成30年10月に開所する発達支援センターみもりと連携して支援していきます。

その他にも、自立支援協議会発達支援部会等を通じて情報を共有し、支援のために各関係機関との連携を図ります。

## 第7章 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、市町村が主体となり、障がい者等のニーズを踏まえ、地域の実情に応じて柔軟な事業形態で、創意工夫を凝らして実施することが望ましい事業として位置づけられています。

障害者総合支援法第77条に基づき、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう事業を推進します。

### 【必須事業】

#### 1 理解促進・研修等啓発事業

障がいのある人が日常生活及び社会生活を送るうえで生じる障壁をなくすため、地域の住民に対して障がいのある人に対する理解促進を目的とした研修やイベントの開催、啓発活動などを行うものです。自立支援協議会研修会や福祉・健康フェア、パラアートおおぶなどの研修やイベントを通して障がいの理解を促進します。

#### 2 自発的活動支援事業

障がい者、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う行動を支援するものです。本市では、毎月1回ふれ愛サポートセンター「スピカ」内で障がい者当事者及びその家族による相談窓口を開設し、相談を通して、日常生活の自立を支援します。

また、当事者団体の主体性を尊重し、活動場所の提供や情報交換等を実施することで活動を支援していくとともに、同じ悩みを持つ当事者同士の繋がりを広げていくために当事者団体の会員の拡大を図っていきます。

### 3 相談支援事業

本市では、障がい者相談支援センターをふれ愛サポートセンター「スピカ」内に設置しています。これは、障がいがある人が、地域で安心して暮らすことができるよう、地域の関係機関と連携しながら障がいのある人やそのご家族などの相談を受け、支援していく機関です。ふれ愛サポートセンター「スピカ」は、高齢者相談支援センターと高齢者・障がい者虐待防止センター、適応指導教室レインボーハウスも窓口を構えており、ライフステージに合わせたワンストップの相談体制を整えています。

また、平成25年度から大府市障がい者相談支援センターを基幹相談支援センターとして位置づけ、相談支援の強化を図っています。

#### 【現状及び事業の方向性】

平成24年度から指定特定相談支援事業が始まり、平成28年度以降は障害福祉サービスを利用している人以外の相談を対応する形になり、平成27年度から相談延べ件数が大幅に減少しています。相談ケースの特徴としては家庭全体に対して支援を要するケースが増えています。困難ケースに対応するために事例検討会の開催や自立支援協議会（サポート会議）を活用していきます。

#### 【実績と見込み】

単位	実績			見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
実施事業所数	5	1	1	1	1	1
相談延べ件数	4,795	3,013	1,691	3,450	3,550	3,600

※29年度は4月から9月までの実績値

#### 【基幹相談センターの設置状況】

	設置状況
基幹相談支援センター	設置済
基幹相談支援センター等強化事業	実施中

## 4 成年後見制度利用支援及び法人後見支援事業

成年後見制度における審判の請求や請求に係る費用の補助、法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築を行うものです。本市では、本市を含めた知多5市5町で立ち上げたNPO法人「知多地域成年後見センター」（以下「成年後見センター」という。）による法人後見の活用を促進します。

### 【現状及び事業の方向性】

年々利用者が増えている状況です。今後も親亡き後の障がい者の支援や障がい者に対する権利擁護の理解促進に伴い成年後見制度の活用が増えていくと思われまます。指定特定相談支援事業所や医療機関等と連携し、利用の促進を図っていきます。

### 【実績と見込量】

	実績			見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
成年後見センター受任者数	25	26	27	28	29	30

※29年度は4月から9月までの実績値

※成年後見制度法人後見支援事業 実施済

## 5 意思疎通支援事業

聴覚及び音声言語機能障がいのために意思疎通を図ることに支障のある障がい者等に対して、手話通訳者又は要約筆記者の派遣を行います。

### 【現状及び事業の方向性】

子どもの学校行事や医療機関の利用などの目的で活用されています。平成28年度から県外への派遣も可能となり、より活用しやすい状況となっています。通訳者等の確保のため手話通訳者、要約筆記者各団体と協議しながら派遣内容等を検討していきます。

### 【実績と見込量】

	実績			見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
手話通訳者派遣事業利用者数	53	70	30	74	77	81
要約筆記者派遣事業利用者数	7	6	4	6	6	6

※29年度は4月から9月までの実績値

## 6 日常生活用具給付事業

障がい者等が自らの力で日常生活を営めるよう、特殊寝台、視覚障がい者用拡大読書器、紙おむつ、ストーマ（人工膀胱・人工肛門）用装具等の生活用具を給付しています。

### 【現状及び事業の方向性】

用具によって新規利用又は更新の頻度に違いがあるため、年度によって給付件数に差があります。障がいの多様化や重度化によって必要な用具も多様化しているため給付項目や給付条件について検討していきます。

### 【平成 29 年度までの実績】

	27 年度	28 年度	29 年度
日常生活用具給付件数合計（給付件数／年）	1,411	1,357	679
介護・訓練支援用具	1	3	1
自立生活支援用具	8	18	9
在宅療養等支援用具	11	26	3
情報・意思疎通支援用具	12	5	7
排泄管理支援用具	1,379	1,305	659

※29 年度は 4 月から 9 月までの実績値

### 【平成 32 年度末までの見込量】

	30 年度	31 年度	32 年度
日常生活用具給付件数合計（給付件数／年）	1,374	1,390	1,406
介護・訓練支援用具	2	2	2
自立生活支援用具	18	18	18
在宅療養等支援用具	6	6	6
情報・意思疎通支援用具	14	14	14
排泄管理支援用具	1,334	1,350	1,366

## 7 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者の生活及び関連する福祉制度等についての理解と認識を深めるとともに、手話で日常生活会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得し、活動することができる人を養成します。

### 【現状及び事業の方向性】

受講者に手話への興味や聴覚障がい者への理解促進を図っています。修了者の中にはボランティアサークルに所属し活躍している人も多くいます。より多くの人に参加してもらえるよう、研修の開催方法を検討していきます。また、受講者を増やすために事業の周知を図っていきます。

### 【実績と見込み】

	実績			見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
入門編 修了者数	—	18	—	20	—	20
基礎編 修了者数	7	—	15	—	17	—

※29年度は4月から9月までの実績値

※入門編と基礎編は隔年で開催

## 8 移動支援事業

障がいにより移動が困難な障がい者等に対し、外出を支援し、社会参加及び自立の促進を図ります。支給の適否については、サービス支給検討会議を開催し認定しています。

### 【現状及び事業の方向性】

知的障がい者の利用が最も多く、利用内容としては、休日の余暇活動に活用している人が多い状況です。今後も、障がい者数の増加に伴い利用時間も増加していくと思われます。

個々の状況に応じて必要な量のサービスを提供していくために、当事者からの聞き取りに加え移動支援事業所、指定特定相談支援事業所との情報交換を行いながら支給していきます。

### 【実績と見込み】

種別		実績			見込み		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
身体障がい者	実利用人数	23	25	23	27	28	29
	延べ利用時間	2,604	2,266	1,373	2,368	2,402	2,436
知的障がい者	実利用人数	94	103	100	107	109	111
	延べ利用時間	9,530	10,930	6,780	11,273	11,358	11,444
精神障がい者	実利用人数	5	6	6	8	9	10
	延べ利用時間	117	172	117	226	253	280
障がい児	実利用人数	41	34	26	36	37	38
	延べ利用時間	3,676	2,648	1,531	2,711	2,742	2,773
合計	実利用人数	163	168	155	178	183	188
	延べ利用時間	15,927	16,016	9,801	16,577	16,755	16,933

※29年度は4月から9月までの実績値

## 9 地域活動支援センター事業

日中活動をサポートする地域活動支援センターの設置により、在宅の障がい者等を対象とした創作的な活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図ります。

### 【現状及び事業の方向性】

障がい者の日中の居場所として多様な余暇活動を提供しています。障がいの多様化に伴って多様な活動内容が実施できるよう関係機関と協力していきます。

### 【実績と見込み】

		実績			見込み		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
実施か所		1	1	1	1	1	1
登録者数	市内	53	47	41	53	55	57
	全体	81	73	57	81	85	89

※29年度は4月から9月までの実績値

## 【任意事業】

### 1 日中一時支援事業

障がい者等に日中の活動の場や機会を提供することにより、障がい者等が安心して充実した生活を送るとともに、障がい者等の介護を行っている家族が、一時的な休息を得ることを目的として実施します。

#### 【現状及び事業の方向性】

市内外 11 事業所と契約しています。障がいの多様化、重度化に対応できるよう事業所に働きかけていきます。また、多様な利用の仕方ができるよう制度の内容について検討していきます。

#### 【実績と見込み】

		実績			見込み		
種別	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
身体障がい者	実利用人数	1	2	1	1	1	2
	延べ利用回数	2	28	9	16	16	32
知的障がい者	実利用人数	9	13	12	15	16	17
	延べ利用回数	343	451	198	455	475	495
精神障がい者	実利用人数	1	0	0	1	1	1
	延べ利用回数	178	0	0	15	15	15
障がい児	実利用人数	26	30	27	33	34	35
	延べ利用回数	958	837	549	920	934	948
合計	実利用人数	37	45	40	50	52	54
	延べ利用回数	1,481	1,316	756	1,405	1,439	1,489

※単位は1年あたり。29年度は4月から9月までの実績値

## 2 訪問入浴サービス事業

重度の身体障がい者を対象に、移動入浴車を派遣することにより居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

### 【現状及び事業の方向性】

自宅の浴槽で入浴することが困難な在宅の重度身体障がい者にとって、看護師や介護士による移動入浴車での身体の清潔の保持は欠かせないものになっています。

現在、7名の方が利用しており、今後も障がいの重度化に伴い利用者が増えていくことが予測されます。そのため、事業所の増加や制度の見直しについて検討していきます。

### 【実績と見込量】

年度	実績			見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
事業所数	1	1	2	2	3	3
利用人数	222	196	169	452	564	676

※単位は1年あたり。29年度は4月から9月までの実績値

## 3 身体障害者自動車運転免許取得費助成事業

身体障がい者が普通自動車運転免許証を取得した場合、これに要した費用の一部を助成します。

### 【実績と見込量】

年度	実績			見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用人数	1	1	0	1	1	1

※単位は1年あたり。29年度は4月から9月までの実績値

## 4 身体障害者自動車改造費助成事業

身体障がい者が自動車を改造する場合に、これに要した費用の一部を助成します。

### 【実績と見込み】

年度	実績			見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用人数	4	7	0	4	4	4

※単位は1年あたり。29年度は4月から9月までの実績値

## 5 自立支援協議会

障がい者等の地域生活を支援するため共通の目的に向け、情報の共有をし、具体的に協働することを目的に、本市では、平成6年より設置されていた大府市障害者連絡協議会を発展させ、平成18年10月に「大府市自立支援協議会」（以下「協議会」という。）を設置しました。協議会は、医療、保健、福祉、教育、就労、障がい当事者団体等の各分野における関係者により構成され、相談支援事業の公平・中立の確保、処遇困難事例への対応、地域の関係機関のネットワークの構築及び障がい福祉に係る計画の実施等に関する協議を行っています。

協議会には、協議内容ごとに専門部会を置き、障がい福祉に関する本市の抱える課題について、より詳細に検討できる体制を整えてきました。また、相談支援事業から見える地域特有の課題について検討できる仕組みづくりにも取り組んでいます。

さらに、処遇の困難な事例に関しては、相談支援事業所が「障がい児・者サポート会議」を開催し、協議会委員による支援方法等についての助言を行っています。

第5期計画及び児第1期計画の進捗管理においては、意見を述べる場として会議を活用します。

大府市

提案

協議

大府市自立  
支援協議会

### 全体会議

〔構成〕 委員 25 名以内（うち会長 1 名、副会長 1 名）  
 〔協議内容〕①福祉サービス利用に係る相談支援事業の公平中立の確保に関する事  
 ②処遇の困難な事例への対応のあり方に関する事  
 ③地域の関係機関によるネットワークの構築に関する事  
 ④大府市地域福祉計画のうち障がい者等に対する施策に関する事  
 〔開催時期〕 年 2 回程度  
 〔委員の任期〕 2 年（再任可。補欠の委員の任期は前任者の残任期間）

### 障がい児・者サポート会議

処遇の困難事例への対応について検討（随時開催）  
 〔事務局〕基幹相談支援センター  
 〔アドバイザー〕運営委員より随時選出

困難事例

### 運営委員会

〔構成〕協議会長、副会長、各専門部会長、副部会長、相談支援事業者  
 〔役割〕専門部会間の調整と情報共有、課題の協議、全体会準備等、相談支援事業の評価、サポート会議への助言者派遣

広報

### 部会間の調整会議

検討内容が複数の部会にまたがり、部会間での調整等が必要な場合に開催（必要に応じて開催）

### 専門部会

〔構成〕各部会長 1 名、各副部会長 1 名、部会員（委員との重複あり）  
 〔事務局〕基幹相談支援センター 〔開催時期〕検討事項に応じて 随時開催

### 地域移行部会

地域生活への移行に向けた支援  
 医療と福祉の連携

### 就労支援部会

障がい者の就労及び雇用の促進

### 権利擁護部会

障がい者の権利擁護と意思決定支援の理解促進

### 発達支援部会

障がい児福祉計画素案作成  
 予防と早期発見早期療育

### 計画相談事業所連絡会

（児・者）  
 計画相談事業所等が集まり情報共有、困難事例の検討、研修会の実施を通して、相談員のスキルアップと事業所同士の連携強化を図る。  
 〔構成〕計画相談事業所  
 〔事務局〕基幹相談支援センター

相談支援事業

計画相談事業所

基幹相談支援センター

## 第8章 障がい者のくらし

### 1 障がい者の権利

#### (1) 成年後見制度

判断能力が不十分な人の権利を守るため、福祉サービス等の契約行為や財産管理等の支援や代行を行う制度です。

##### 【現状及び今後の動向】

本市を含めた知多5市5町は平成20年4月より成年後見センターを立ち上げ、低所得者や生活保護受給者等を対象とした法人後見や成年後見制度に関する相談及び普及啓発を中心に活動しています。成年後見センターは、知多市にありますが、毎月1回、ふれあいサポートセンター「スピカ」にて巡回相談を実施しています。

近年、障がい者の高齢化に伴い家族を始めとする支援者の高齢化も進んできています。成年後見制度を必要と思われる人が増えてきている一方で、成年後見制度の活用は増えていないように感じます。本制度について、制度内容やその利用に関する普及啓発が課題となっています。

##### 【平成29年度までの実績】

	27年度	28年度	29年度
後見人等を成年後見センターが受任した件数	25 (25)	26 (28)	27 (29)

※各年度3月末。( )内は死亡者含む総数。29年度は4月から9月の実績

##### 【今後の取組】

成年後見センターや他の委託市町と連携をとり、制度の内容やその利用に関する普及啓発を行います。

## (2) 日常生活自立支援事業

知的障がい者や精神障がい者が、お金の出し入れ、大切な書類の管理等の不安がある場合に本人の意思に基づいて支援を行う制度です。

### 【現状及び今後の動向】

平成 26 年度までは、基幹的社会福祉協議会（常滑市社会福祉協議会）の専門員が支援計画を作成し、本市の生活支援員が個々の支援を行ってきましたが、平成 27 年度より大府市社会福祉協議会に業務を移管し、より身近な場所で相談、支援が可能となりました。

### 【今後の取組】

本事業や成年後見制度の利用にあたり、本人の生活状況を十分に把握したうえでどの制度が適しているかを検討する必要があります。そのために、大府市障がい者相談支援センターや社会福祉協議会、成年後見センター等、関係機関と連携し、個別に適切な支援ができるよう努めます。

### 【平成 29 年度までの実績】

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
知的障がい者	2	3	3	4
精神障がい者	6	6	12	11
認知症	6	8	10	11

※各年度 3 月末。29 年度は 4 月から 9 月の実績

## (3) 障がい者差別の解消

障がいに対する差別を解消し、誰もが分け隔てなく共生する社会を実現することを目的として平成 28 年 4 月 1 日より障害者差別解消法が施行されました。

### 【現状及び今後の動向】

市役所では、職員対応要領を策定し、体制整備を図るとともに職員向けの研修会を開催しました。また、高齢者・障がい者虐待防止等連絡協議会で障がい者差別解消に向けて地域の関係者と協議を行っています。民間事業所も不当な差別的扱いをしてはならず、また合理的配慮の提供についても努力義務となっています。

### 【今後の取組】

制度の普及啓発を図るため、制度の趣旨や合理的配慮の事例を記載したリーフレットを作成し、事業所や市民に対して配布します。

## 2 災害時の支援

### 【現状及び今後の動向】

現在、自主防災組織、民生児童委員、地域支援者の協力のもと重度の肢体不自由者や視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者等、移動や情報収集が困難な人を対象とした避難行動要支援者名簿を整備しています。また、市内障がい者施設等と福祉避難所としての協定を結び、被災後の障がい者の居場所を確保しています。

また、障がい者自身の特性や緊急連絡先等を記載し、困った時に助けを求めるツールとして作成した「あんしんヘルプカード」を障がい者等当事者に配布しています。

災害時の関係機関の役割の確認や各障がい福祉事業所で予想されることなどを関係機関で確認する必要があります。

### 【今後の取組】

障がい者等の同意に基づき平常時から地域に避難行動要支援者情報を提供し、その情報を活用して、災害時を想定した訓練を実施していきます。

また、「あんしんヘルプカード」を発信する障がい者等とそれに対応する側となる市民双方に周知していきます。

各関係機関が集まり協議する場を設け、対応策を検討していきます。

## 3 居住の支援

### 【現状及び今後の動向】

障がい者の中には、住居を探す支援や契約行為に関する支援を必要とする人もいます。

また、重度の身体障がい者を対象に住宅改修助成事業を実施しており、年間3件程度の利用があります。

### 【今後の取組】

大府市障がい者相談支援センターや成年後見センターにより、引き続き本人のニーズに合った居住支援をしていきます。

また、住宅改修助成事業等の周知を図っていきます。

## 4 障がい者等の虐待の防止

### 【現状及び今後の動向】

平成 24 年 10 月に障害者虐待防止法が施行されました。それに伴い、大府市高齢者虐待防止センターに障がい者虐待防止センターの機能を追加しました。虐待に対する通報に対応するとともに、関係機関との連携の下、被虐待者の支援や保護、養護者の支援はもとより、施設従事者による虐待や利用者による虐待の通報、相談に対応しています。

虐待を防止するには、関係者の理解が重要と言われています。障がい者や当事者、関係者はもちろんのこと、市民に防止のための理解を得ていくことが課題となっています。

### 【今後の取組】

今後も虐待に対する通報等に適切に対応するよう努めます。また、虐待を防止するために、養護者や施設従事者、利用者を始めとする市民の啓発活動に努めます。

### 【平成 29 年度までの実績】

	27 年度	28 年度	29 年度
虐待対応件数（件）	10	6	5
相談件数（件）	2	10	4

※各年度 3 月末。29 年度は 4 月から 9 月の実績

## 第9章 第4期障がい福祉計画期間中の取組

### 1 第4期障がい福祉計画期間中の取組事項

年 度	取組事項
平成 27 年度	指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所の連携強化を目的とした各連絡協議会を設置
	移動支援、日中一時支援の単価改正
	障害児通所支援に係るサービス等利用計画の作成に関する個別案内を開始
	発達支援センターおひさまにおいて保育所等訪問支援事業、障害児相談支援事業を開始
平成 28 年度	手話通訳者派遣事業の派遣先拡大と単価改正
	自立支援協議会内に人材育成に関する協議の場を設置
	生活介護施設建設への経済的支援の実施
	障がいを理由とする差別の解消の推進に関する大府市職員対応要領の策定
	発達支援センターみのりの建設及び運営に関する協議の場として建設検討委員会を設置
	知多5市5町における肢体不自由児の通所施設の利用協定を締結
平成 29 年度	行動援護従事者養成研修受講費補助の実施
	自立支援協議会内に地域移行に関する協議の場を設置
	訪問入浴事業の単価改正
	緊急時の宿泊事業として居室確保事業実施
	知多5市5町における肢体不自由児の通所施設の利用協定に基づき東海市立あすなろ学園の受け入れに係る覚書を締結
	発達支援センターおひさまにおける人員体制の強化
	発達支援部会にて幼稚園、保育園等における加配保育士等の設置状況調査を実施
	発達支援センターみのりに係る指定管理者の選定及び建設の開始
	発達支援部会にて幼稚園、保育園が連携した事例研究会を実施

# 資料編

## 1 策定の体制

【大府市障がい（児）福祉計画策定委員会 委員名簿】 (敬称略)

分野	所属名等	氏名
医療関係機関	大府市医師代表 大府こころのクリニック	櫻井 政仁
	国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター	近藤 秀憲
	あいち小児保健医療総合センター	小澤 敬子
	特定医療法人 共和病院	稲田 朋也
障害福祉サービス事業者	社会福祉法人 大府福祉会	安井 孝昭
	社会福祉法人 仁至会 サンサン大府	塚本 鋭裕
	社会福祉法人 大府福祉会 カラフル	大西 広行
	社会福祉法人 愛光園 障がい者活動センター愛光園	松澤 賢治
	社会福祉法人 憩の郷 多機能型事業所ライム	◎杉原 直樹
	社会福祉法人 憩の郷 キャンパス	朝熊 清花
企業	大府市障がい者雇用事業所連絡協議会 有限会社 矢田化学工業	中本 和則
当事者団体等	大府市身体障がい者福祉協会	大平 長治
	大府市手をつなぐ育成会	薄井 秀人
	大府地域家族会かざぐるま会	今野 勝夫
	当事者家族	永井 一美
地域	民生児童委員	小島 要
権利擁護関係機関	知多地域成年後見センター	○今井 友乃
保健関係機関	愛知県知多保健所	山本 恒子
教育関係機関	愛知県立半田特別支援学校	石川 幸彦
雇用関係機関	刈谷公共職業安定所	中野 みどり
福祉関係機関	知多児童・障害者相談センター	荒井 南
障害児通所支援事業者	株式会社ジェネラス こども相談支援はつね	金子 満寛
	発達支援センターおひさま	東 千恵子

◎は会長 ○は副会長

## 2 策定の経過

年 月 日	内 容
平成 29 年 5 月 10 日	第 1 回 障がい福祉計画策定委員会 第 4 期計画の進捗状況の確認 第 5 期計画・児第 1 期計画策定スケジュール、意見交換
平成 29 年 7 月 7 日	第 1 回 計画策定部会 第 5 期計画（案）について
平成 29 年 8 月 7 日	第 2 回 計画策定部会 第 5 期計画（案）について
平成 29 年 8 月 8 日	第 1 回 発達支援部会 児第 1 期計画（案）について
平成 29 年 9 月 13 日	第 3 回 計画策定部会 第 5 期計画（案）について
平成 29 年 9 月 19 日	第 2 回 発達支援部会 児第 1 期計画（案）について
平成 29 年 10 月 3 日	第 4 回 計画策定部会 第 5 期計画（案）について
平成 29 年 10 月 23 日	第 5 回 計画策定部会 第 5 期計画（案）について
平成 29 年 11 月 1 日	第 3 回 発達支援部会 児第 1 期計画（案）について
平成 29 年 11 月 27 日	第 2 回 障がい福祉計画策定委員会 第 5 期計画・児第 1 期計画（案）について
平成 30 年 1 月 29 日	第 4 回 発達支援部会 児第 1 期計画（案）について
平成 30 年 2 月 14 日	第 3 回 障がい福祉計画策定委員会 第 5 期計画・児第 1 期計画（案）について
平成 30 年 2 月 23 日	第 6 回 計画策定部会 第 5 期計画（案）について

第5期大府市障がい福祉計画・第1期大府市障がい児福祉計画

策 定 平成30年3月

発 行 大府市 福祉子ども部 高齢障がい支援課 (障がい福祉計画)

福祉子ども部 子育て支援課 (障がい児福祉計画)

T E L 0562-45-6289 (障がい福祉計画)

0562-45-6229 (障がい児福祉計画)

F A X 0562-47-3150

メール kourei-shougai@city.obu.lg.jp (障がい福祉計画)

kosodate@city.obu.lg.jp (障がい児福祉計画)